

第 2 2 期 第 2 1 回 日 高 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和 6 年 9 月 6 日（金） 1 5 時 0 0 分～ 1 5 時 3 0 分
- 2 開催場所 日高振興局 2 0 2 会議室
- 3 出席委員 大 澤 晃 弘 神 田 勉 佐 藤 勝
中 村 敬 坂 本 好 則 白 石 智 泰
浦 川 聡 深 根 英 範 山 中 孝 俊
住野谷 張 貴 中 村 義 弘
- 4 欠席委員 逢 山 義 幸 梶 川 徹 安 田 司
小 松 伸 美
- 5 事務局（日高振興局） 水産課長 岸 鉄 也
漁業管理係長 下 田 貴 弘
技 師 山 本 倅 多
（日高海区漁業調整委員会） 事務局 長 佐々木 真 琴
主 事 大 谷 美 夢
- 6 議事事項
議案第 1 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
て（答申）
- 7 報告事項
（1）第 2 2 期 第 1 5 回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
- 8 その他
- 9 会議のてん末
事務局長 ただ今から、第 2 2 期 第 2 1 回日高海区漁業調整委員会を開催し

ます。

はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

会 長

今期第21回目の委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、お忙しい中をご出席いただき誠に有り難うございます。

また、日高振興局からは、岸水産課長をはじめ、担当職員の方々に公務ご多忙の中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、9月に入り秋サケ定置の漁期を迎えましたが、当初、台風の影響で網入れ作業の遅れが心配されましたが、おおむねの漁場で事故なども無く順調に陸の網入れ作業を終えたようでございます。

また、来週には管内の沖網も出揃い、いよいよ秋さけ定置の本格的な操業を迎えることとなります。

皆様ご承知のとおり、本年の秋サケの来遊予想につきましては大変に厳しい状況とのことでございますが、そんな中でも、先日の札幌の初競で、日高の銀聖にキロ8万円以上のご祝儀価格がつくなど、管内の秋サケにとって明るい話題もございましたので、この調子で来遊予測に反し、豊漁とともに価格にも恵まれることに期待したいと思っております。

さて、本日の委員会は、議案事項が1件、報告事項が1件となりませんが、皆様には慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが開会のご挨拶といたします。

本日は、よろしく申し上げます。

事務局長

大澤会長、有り難うございました。

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中11名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程により私から指名させていただきます。

本日の署名委員は神田委員と佐藤委員をお願いいたします。

では、議事に入りたいと思っておりますが、本日の報告案件につきましては、議案第1号につきまして、振興局から説明願います。

漁業管理係長

日高振興局水産課漁業管理係長の下田です。

私から議案第1号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についてご説明いたします。

右上に議案 1 と書かれた資料をご覧ください。

かにかご漁業に係る道からの諮問文になります。

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条 3 項の規定に基づき知事は緊急を要する特別の事情がない場合、制限措置の内容及び申請すべき期間を定める場合、海区委員会の意見を聞くとされていることから、今回かにかご漁業（けがに）に関して諮問があったものです。

当管内は、日高東部沖合海域と日高西部沖合海域の 2 海域がございまして順に説明します。

まず、日高東部沖合海域についてですが、資料の 2 枚目をご覧ください。

制限措置の内容を左側から説明いたします。

(1) 漁業種類はかにかご漁業（けがに）、(2) 操業区域は日高東部沖合海域、(3) 漁業時期は 12 月 5 日から翌年 2 月 22 日まで、(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は 26 隻、(5) 船舶の総トン数は 10 トン未満、(6) 漁業を営む者の資格は、日高振興局管内に住所を有する者となっております。

また、申請すべき期間は、令和 6 年 9 月 19 日から 10 月 18 日までの 1 ヶ月を下らない期間としております。

備考欄には、許可有効期間が令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までとすること、起業の認可の有効期間は、令和 7 年 5 月 31 日までで、認可有効期間内に行われた許可有効期間は、当初許可と同じ令和 7 年 11 月 30 日までとなること。

制限条件として、漁獲物の陸揚港指定、検量義務、許容量達成時の操業停止、かご数、脱皮直後個体の海中還元義務、かごの目合い制限、敷設漁具への船名及び許可番号表示と知事命令遵守事項が記載されております。

続きまして、日高西部海域についてですが、資料の 3 枚目をご覧ください。

同様に、左側から説明いたします。

(1) 漁業種類はかにかご漁業（けがに）、(2) 操業区域は日高西部沖合海域、(3) 漁業時期は 1 月 15 日から 3 月 29 日まで、(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は 37 隻、(5) 船舶の総トン数は 10 トン未満、(6) 漁業を営む者の資格は日高振興局管内に住所を有する者となっております。

また、申請すべき期間は、令和 6 年 10 月 21 日から 11 月 20 日までであり東部海域と同様 1 ヶ月を下らない期間としております。

備考欄には、許可有効期間が令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとすること、起業の認可有効期間は令和 7 年 6 月 30 日までで、認可有効期間内に行われた許可有効期間は、当初許

可と同じ令和7年12月31日までとなることのほか、東部海域と同じ内容の許可条件が記載されております。

資料の4目以降に、東部及び西部海域の制限措置等の取扱いを参考資料として添付しておりますので、後ほどご覧頂ければと思います。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に対しご意見、ご質問はございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 無いようですので、議案第1号について、適当と認めてよろしいですか。

各委員 「異議無し」の声

議長 異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

それでは、報告事項に参ります。

報告事項(1)について、事務局から説明願います。

事務局長 報告事項1、北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果についてご説明いたします。

右肩に報告事項1と記載された資料1ページ目の次第をご覧願います。

第22期第15回の連合海区委員会が、8月21日に札幌市で開催され、大澤会長と私が出席しております。

会議の内容につきましては、次第にありますとおり、議案事項1件、協議事項が1件となっております。

議事の内容につきましては、管内に大きく影響するものは、ほぼございませんので、概要のみご報告いたします。

まず議案第1号、北海道沖合海域におけるトドの採捕に係る委員会指示案につきましては、3ページ目、資料2の1と記載されたページをお願いします。

上の表が、平成21年以降におけるトドによる漁業被害の推移を振興局ごとにとりまとめたものとなります。

下から2段目でご覧いただけますが、日高管内を含むその他の管内では、令和元年度以降被害は報告されていない状況となっております。

下の表にまいりまして、平成元年以降における全道の被害額とトドの採捕数をまとめたグラフになります。

棒グラフの青色が漁具被害を表した直接被害額で、棒グラフ黄色が漁獲物の食害や漁具損傷などによる休漁などの間接被害

額を表し、令和5年の被害額の合計は、直接、間接あわせて7億2千7百万円となり、赤色の折れ線がトドの採捕数を表しておりますが、採捕数は、採捕限度枠591頭に対し、451頭となっております。

次に、1枚めくっていただき、5ページ目をご覧ください。

連合海区あて、水産林務部森と海の未来づくり推進官からの委員会指示の発動に係る要請文になります。

内容につきましては、文中に記載のとおり、水産庁増殖推進部長からの令和6年度トドの採捕可能頭数の通知に基づき、542頭を限度とした委員回指示の発動を要請する文書となっております。

水産庁からの通知などは、次のページに添付しておりますので後ほどご覧ください。

続きまして、7ページから20ページにかけては、さきほどの、水産林務部長からの要請に基づき発動しようとする委員会指示の案となっておりますが、内容につきましては、年月日や年度の更新のみとなっておりますので後ほどご確認ください。

なお、当該委員会指示につきましては、連合海区開催の翌日、8月22日付けで決定、施行されていることを申し添えいたします。

続きまして資料21ページをご覧ください。

国で作成しているトド管理基本方針になりますが、右上をご覧くださいと思いますが、本年7月23日付けで一部改正されており、資料の下ほど2の定義の(1)の対象水域につきましては、昨年まで日本海とされてきましたが、本年よりオホーツク海、根室海峡及び太平洋が新たに加わっております。

続きまして、資料28ページ、29ページ目に水産研究、教育機構ほかで行っています有害生物事業で得られた令和5年度のトドの来遊状況をまとめた資料が添付されてございます。

詳細につきましては、後ほどご確認くださいと思いますが、航空機による目視調査から得られた来遊動向といたしましては、道央から北側の海域に偏った分布が見られたとの事ございました。

議案第1号につきましては、以上です。

続きまして、協議事項の令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会総会にむけた要望事項について概要を説明します。

資料36ページ目、資料3の2をご覧ください。

左側が令和6年度の要望、右側が令和7年度に向けた要望案となっております。

この全漁調連の要望につきましては、全国の海区委員が要望提案を行いブロックごとに要望事項をとりまとめたうえで、全漁調連に提案し、最終的には、全漁調連の総会の議決を経て関係省庁に対し要請を行っているものであります。

令和6年度の要請につきましては、本年7月11日に、関係省庁へ要請を行ったとのことでございます。

令和7年度に向けた要望内容につきましては、資料右側に記載がありますが、丸の一つ目、「クロマグロ資源の適正利用に関すること、二つ目、「北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置」に関すること、三つ目、「沿岸資源の適正な利用に関すること、次のページに参りまして、四つ目、「対ロシア漁業における操業機会の確保に関すること、五つ目、「遊漁と漁業の調整等に関すること」の5項目が掲げられております。

各要望ごとの、詳細や要望に至った経緯につきましては、資料が遡り恐縮ですが、30ページから35ページにかけ添付してございますので後ほどご確認願います。

以上で、連合海区の開催結果の説明を終わります。

議長 それでは、ただいまの報告にご質問はありますか。

佐藤委員 参考としてですが、日高でもアザラシがいますが、アザラシは環境省で、トドは水産庁ということですが、アザラシの場合補償というものが一切無いんですが、ただ、忌避装置だとか防除網だとか環境省でお金を出してくれているんだけど、トドに関しても水産庁で補償など直接的な何かあるのでしょうか。

事務局長 事務局で具体なところは把握していません。

議長 そのほかございませんか。
それでは、本日本日予定の議題は以上となります。
皆さんから何かございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 事務局から連絡事項などありませんか。

事務局長 事務局から2点ほど連絡事項がございます。
前回の委員会の連絡事項で触れましたが、現在道で進めているまぐろ漁業の知事許可化に関する海区への事前説明が9月下旬にある見込みとお伝えしましたが、日程や形式、例えば説明会の形なのか或いは個別に当たるのかなど具体的な話は来ておりませんので、あり次第あらためてご連絡いたしますので、宜しくお願いたします。

議長 それでは、これで本日の委員会を終了いたします。
みなさまお疲れ様でした。

《閉 会》